

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成30年12月7日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成30年12月7日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 82 学校存続に関する請願
- 4 審議案件
 - 教委第 46 号議案 教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について
 - 教委第 47 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について
 - 教委第 48 号議案 横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について
 - 教委第 49 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について
 - 教委第 50 号議案 横浜市立小学校における門扉による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
 - 教委第 51 号議案 横浜市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
 - 教委第 52 号議案 横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
- 5 報告案件
 - 教委報第 2 号 教職員の人事に関する臨時代理報告について
- 6 その他

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。11月2日の会議録の署名者は大場委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、11月16日の教育委員会臨時会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 11/29 本会議（第1日）議案上程（給与条例関係）・質疑・付託
本会議 議案議決
- 12/6 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、11月29日に本会議第1日目が開催され、給与条例関係の議案上程・質疑・付託が行われ、その後議決されました。

また、12月6日に本会議第2日目が開催され、議案上程・質疑・付託が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/19 スクールミーティング
- 11/22 大鳥中学校創立70周年記念式典
- 12/2 いじめ防止市民フォーラム
- 12/4 平成30年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰式

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、11月19日に、教育委員が学校現場を訪問するスクールミーティングを実施いたしました。今回は、鯉淵教育長、大場委員、間野委員、中村委員、森委員がみなと総合高等学校を訪問し、授業を視察し、教職員や生徒と意見交換を行いました。

11月22日には、大鳥中学校の創立70周年記念式典が行われ、鯉淵教育長が出席し、挨拶いたしました。

12月2日には、いじめ防止市民フォーラムを南公会堂で開催いたしました。当日は、中村委員が出席されました。

12月4日には、文部科学省で平成30年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰式が行われ、戸塚区小雀町を中心に活動している民間のボランティア団体「ぐるーぷ・ちえのわ」と、横浜マリノス株式会社が、文部科学大臣

表彰を受賞しました。この表彰は、文部科学省が、障害のある方の生涯を通じた多様な学習を支援する活動を行う個人または団体の功績をたたえ、行っているものです。「ぐるーぷ・ちえのわ」は、学習支援や、パンづくり・造形活動などの余暇活動の支援の取組が評価されての受賞となりました。横浜マリノスは、個別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒のサッカー観戦への招待や、電動車椅子サッカー大会の開催など、障害のある児童生徒が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりの取組が評価されての受賞となりました。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等はございますか。

森委員

質問というよりは、先ほどスクールミーティングのお話もございましたが、みなと総合高校の見学に行かせていただきました。それに加えて、盲特別支援学校ですとか、あとは保土ヶ谷にございます新井小学校の訪問をする機会を先月いただきました。いろいろな学校現場を見せていただきまして、いろいろな気づきがありましたので、少しだけ共有と、もしかしたら1つだけ質問ができればとも思っています。

新井小学校の桜坂分校は、児童自立支援施設に入居している子供たちが通う学校で、その敷地内に夫婦の方が住んでいらっしゃる寮が複数ございまして、そこに子供たちが実際に入居されて通っていらっしゃる学校でございました。とても印象に残っているのは子供たちの表情でして、大人を信じるところに、学校の先生と施設の先生と寮母・寮父の皆さんが密接に連携を取りながらサポートされている姿がとても印象に残っております。特に学校のクラスの中で学校の先生と施設職員の方のお二人がサポートに入りながら授業を進めていらっしゃるのですが、それだけではなくて朝に打ち合わせを1回と、夕方に打ち合わせを1回ということで、生活での子供の様子と学校での様子というのを本当に密に連絡を取り合っていることがとてもすばらしいと思いました。職員室もきちんとそこがペアになるように座ったり、ささいな情報共有をすることで子供がしっかりと学びに向き合える環境になっていくようにサポートしていらっしゃいました。

こういった福祉と教育の連携というのは、これからのものすごく大事なテーマだとも思っております。実際に現場を見せていただく機会をいただきまして、多くの方にここでの取組ですとか、ここで得られるヒントに触れていただけたらと思いました。福祉と教育の連携で少し質問ができればと思うのですが、今、横浜で取り組もうとしていることですとか、このタイミングで強化しようと思っていることを、ポイントを出していただければと思うのですけれども、お願いできますか。

鯉淵教育長

私が言うのも何なのですが、表面的にはっきりしていることとしては、多分スクールソーシャルワーカーを設置していることではないかと思えます。そして、それに関係して、横浜市の社会福祉職を教育委員会にも配置しようとしていることは具体的な話として今動いてきていますし、さらに増強されようとしております。それから、教員の児童相談所での研修が始まっているということで、お互いがつながり合いやすい状況を作ろうとしているということだと思えます。

桜坂分校は児童自立支援施設ですから、通常の学校に行かないということが法的なルールになっているところですが、そこに分校を教育委員会として設置したということで、本当に両者が合体したような形でやっております。重い福祉施設などでも教員が出向いて行って授業をしているケースはございます。

森委員

ありがとうございます。今、まさに取り組みようとしてされているということで、幾つかの部門でまたがってやっつけちゃうのだなということは、第3期の計画を見ても思うのですが、さらなるその強化と、あとはやはり療育ですか、入る前と入った後も強化ができたらと思っております。

すみません、お時間を大分いただいてしまいまして、ありがとうございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

大場委員

別に今の森委員に対して回答を申し上げるわけではありませんが、たまたま昨日横浜市の社会福祉協議会が主催した地域福祉フォーラムというのがありました。ちょうど今、1つの分科会で紹介された事例が頭に残っているのですが、単身の18歳の高校生でなかなか身寄りがいないとか、親との関係も厳しくて居候しながら学費を稼ぐためのアルバイトをしており、それで疲れ果てて学校の授業がおろそかになってしまい、進級が難しくなったという事例です。これを神奈川県スクールソーシャルワーカーが発信してくれて、それを神奈川区の社会福祉協議会職員につなげてもらって、神奈川区の社会福祉協議会が神奈川区内にいる主任児童委員にこの話をつなげたら、その主任児童委員の知り合いが里親をやらせていて、1部屋あいているのでそこへ住ませるという流れに落ち着きました。いろいろ紆余曲折はあったようですが、何とか今はその高校生も落ち着いて勉強ができるようになって、学力が向上して、来年の春から就職するという事例がちょうど昨日紹介されました。たまたま神奈川県のスクールソーシャルワーカーだったけれども、そういう学校の中のいろいろな情報を社会福祉協議会なり、あるいは民生委員・児童委員へつなげる潤滑油とか、発信者と受け取り手それぞれがいろいろと機能し合うことが必要なのではないかと思います。ちょうど昨日のことで思い出したので、参考までです。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

中村委員

先日、先ほどお話にもございましたが、いじめ防止市民フォーラムに参加させていただきました。初めに教育次長からこのフォーラムというのは継続的に取り組んでいることの1つで、決してイベント的に、単発的にやっていることではないというご挨拶がありましたとおり、小中高生、各段階の子供たちが参加したのですが、ずっと継続して取り組んでいることの発表がありまして、本当にとてもいい会でした。参加してよかったとつくづく思いました。

その中でも小学生は非常に真っすぐにいじめがあったら自分はだめだよと止めたいと思うし、こういう取組を下級生にも伝えたいというお話をしていました。中学生は発達段階的にもなかなかいじめているところでやめなさいと言うのは自分はきつい、だからこそ今できることをやりたいということで、投書箱みたいなものを作る中で、日常的問題を吸い上げて、人と人が関わる中でいろいろなことを解決していきたいというお話をしていました。その中で、いじりとかいじめという言葉がありますけれども、そのいじりが非常に単なるふざけを超えて、見過ごせないのではないかとというような投書をもとに、生徒たちがいじめ防止のビデオを作って、それをもとに学校で話し合うという取組の紹介もありました。

それから、ろう特別支援学校の高等部の生徒さんも参加されていて、その中で耳が聞こえなかったり、耳が聞こえにくかったりするがゆえに、逆に口元を見たり、目を見たり、相手の表情を見て相手が何を考えているのか、どんな気持ちでいるのかということ、常日頃から読み取ろうとしているというお話がありまし

た。これはろう学校の生徒さんだけではなく、私たちも声に出したことでなく、相手の気持ちをどう読み取っていくかという上でとても大事なことだと思いました。フリートーキングとか交換給食とか、ろう特別支援学校の中でやっていることが今まで当たり前だと思っていたけれども、皆さんといろいろな意見交換をする中で、当たり前と思っている、普通にやっていることの中に価値があるということに自分も気がついたというお話をされていました。

保護者の方とか学校の先生も参加されていましたが、やはり子供社会は大人社会を反映しているので、大人自身も気を付けなければいけないのではないかというお話もあって、本当にとってもいい2時間だったと思いました。ただ、もっと多くの人に参加していただきたいという気持ちがありまして、子供たちもあれだけ一生懸命年間を通した取組を発表しているので、もっと広めるためにはどうしたらいいのだろうと考えていました。少し変な例ですが、開港記念式典で千住真理子さんが演奏するというとあれだけ何千人規模の人が集まるわけですね。このフォーラムも何かと共催するなどして、もっと大勢の人にぜひ今、子供たちはこんなことを考えている、こんなことに取り組んでいるということを知っていただけないか、そういう工夫ができないかということを感じたとして持ちました。本当にすばらしいフォーラムでしたので、傍聴の方も来年度あったらぜひ出ていただきたいと思いました。

以上です。

鯉淵教育長

ほかに御質問等がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。

11月8日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号82の要望書につきまして、審査を行います。事務局から説明をお願いします。

上田施設部長

施設部長の上田です。よろしくお願いいいたします。

神奈川区にあります菅田小学校につきましては、隣接する池上小学校とともに適正規模化を図るため、現在、地域保護者等の代表者からなる検討部会で検討を行っております。今回、この菅田小学校につきましては、存続の請願が提出されましたので、請願の内容と考え方について説明をさせていただきます。

説明につきましては、担当の係長より説明させていただきます。

鵜木学校計画
課担当係長

学校計画課担当係長の鵜木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

11月8日付で学校問題を考える会の代表の馬淵隆様から請願をいただいているものでございます。請願の項目としましては、菅田小学校の学区を菅田南町に変更し、存続校とするというものでございます。

考え方でございますが、池上小学校及び菅田小学校の対策については、教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問しており、現在調査・審議しております。今後、当検討委員会からの答申を受けて、横浜市教育委員会において小規模校対策を検討してまいりますというものでございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

特になければ、受理番号82の要望書につきましては事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

| | |
|--------------------|--|
| 鯉淵教育長 | <p>それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。</p> <p>以上で請願等審査を終了いたします。</p> <p>次に議事日程に従い、審議案件及び報告案件に移ります。</p> <p>まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第49号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、教委第50号議案「横浜市立小学校における門扉による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」、教委第51号議案「横浜市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」、教委第52号議案「横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は訴訟等に関する案件のため、教委報第2号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p> |
| 各委員 | <p><了 承></p> |
| 鯉淵教育長 | <p>それでは、教委第49号議案から教委第52号議案及び教委報第2号は、非公開といたします。</p> <p>議事日程に従い、教委第46号議案「教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。</p> |
| 直井指導部長 | <p>指導部長の直井でございます。</p> <p>1ページおめくりいただきまして、2ページの提案理由でございます。学校運営協議会の設置及び全ての委員の任命を教育長の専決事項とするため、教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正したいので提案させていただくものでございます。</p> <p>詳細につきましては所管の課長より説明させていただきます。</p> |
| 横山小中一貫校推進・情報教育担当課長 | <p>指導部指導企画課担当課長の横山でございます。それでは、資料に沿って説明を申し上げます。</p> <p>3ページは改正する議案の内容です。1ページおめくりいただきまして、4ページに現行と改正後の新旧対照表をお付けしております。教育長に専決させる事務の第4条第9号の内容を変更するという内容となっております。説明趣旨は先ほど指導部長のほうから説明したとおりとなっております。</p> <p>もう一枚進んでいただきまして、本件についての説明資料がございますので、そちらで説明を申し上げます。教育長に委任する事務等に関する規則の一部改正について。</p> <p>趣旨は、第3期横浜市教育振興基本計画に掲げる学校運営協議会の全校設置に向けた状況を踏まえ、学校運営協議会の設置及び委員の任命について「教育長に専決させる事務」とし、これに伴い、教育長に委任する事務等に関する規則、以下「委任規則」といいますが、これを一部改正いたします。</p> <p>改正の理由でございますが、平成29年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会、以下「協議会」と申しますが、この設置が努力義務化されました。これを踏まえまして、第3期横浜市教育振興基本計画の策定に当たり、平成34年度末までに全校への協議会の設置を目標として掲げております。この目標の達成のためには、年間80校程度で新たな協議会を設置する必要があり、全ての協議会の設置及び委員の任命について審議を行うことは相当</p> |

な時間を費やすこととなります。全校設置に向けた設置数の状況を考慮しまして、協議会の設置及び委員の任命について、教育長に専決させる事務として、委任規則を改正を行うものでございます。

委任規則改正による効果ですが、（１）教育委員会の審議の集中化、（２）協議会の設置及び委員の任命に関する事務の省力化、（３）学校運営協議会の設置時期の柔軟化という効果が見込まれます。

なお、規則改正後も教育委員会における適切な管理・監督を行うため、協議会の設置について速やかに報告するとともに、各年度の協議会全体の活動報告は引き続き実施をまいります。

改めまして規則の改正内容でございますが、現行は新たな学校運営協議会の設置をした場合の委員の任命を除いて、委員任命については既に教育長の専決事務となっておりますが、こちらを学校運営協議会の設置及び委員の任命に関すること全てについて、教育長専決とするというものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等はございますか。

森委員

質問というよりはお願いでございますが、学校運営協議会のメンバーにつきまして、既存の枠組みのみならず、いろいろな視点を持った方に入っていただけるよう、御配慮いただけたらと思います。お願いたします。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見がなければ、教委第46号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第47号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」、所管課から説明いたします。

渋谷教職員人事部長

教職員人事部長の渋谷です。

この議案につきましては、学校での事務作業におきまして決裁者を一部変更するために、関係規程の改正を提案させていただくものでございます。

では、内容につきましては教職員労務課長のほうから説明させていただきます。

小川教職員労務課長

教職員労務課長の小川と申します。よろしくお願いたします。

教委第47号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」でございます。提案理由につきましては、2ページにございますとおり、学校長の専決事項の一部を変更するために、この規程の一部を改正したいので提案するものでございます。

内容につきましては、最後にお付けしている1枚物の資料で説明させていただきます。

初めに趣旨でございます。学校における事務作業の負担軽減を目的としまして、教職員の扶養手当ですとか住居手当等の諸手当の認定に係る一部の決裁につきまして、現状は最終決裁者が学校長となっておりますが、これを教職員労務

課長に変更しようというものでございます。これに伴った専決規程の改正を行おうとするものでございます。

2番として、改正が必要となる規程と内容でございますが、決裁者変更に伴いまして、学校長及び校長代理専決の諸手当の認定に関する対象を、現状は学校で実質認定を行っている通勤手当を除いて改正をしようとするものでございます。

施行期日は平成31年2月1日です。

この改正を行うことで軽減される業務内容でございますが、認定業務に関する副校長の承認と校長の決裁が不要となります。1つは扶養親族異動届ですとか、扶養控除に関する事務で、大体これが全校で年間約7,000件ございます。(2)が住居手当・住所届に関するもので、全校で年間約6,000件ございます。こういった学校長等の決裁事務が不要になるということでございます。

また、この規程の改正とは別に、併せて事務処理の見直しも行うことで、校長・副校長の確認を不要とする事務が2点ございます。1つは給与口座、先生方の振込口座等の届出に関しても、これまで学校管理職の確認を求めておりましたが、これを不要とします。もう一つは出張旅費の経路確認についても副校長・校長の確認行為を省略させていただこうとするもので、事務の負担軽減を図ろうとするものでございます。

それでは、資料の4ページ、規程の改正内容について御覧いただきたいと思っております。今説明させていただきました改正内容は第15条の第2項に係る部分でございます。それから、第10条につきましては、本来教職員厚生課が教職員労務課に課名が変更となった際に改正すべきであったところでございますが、今回併せてこれも改正させていただこうとするものでございます。

説明は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。

宮内委員

いかなる組織の業務も効率化推進作業が永続的に行われなければなりません。学校事務、教育委員会関係の事務で非効率だと思われるもの、また権限の移譲ができるもの、判の数を10個から3個にできるのではないかと、いろいろなことが世の中にはあると思います。校長の業務軽減の中で、2番の扶養親族異動届は、校長は多分めくら判を押しているのではないかと思います。これは良くないことです。校長がやらなければいけない仕事は教務であり、学校の教師の管理であり成長です。仕事には軽重を付ける必要があると思います。教育委員会としても働き方改革をうんぬんかんぬんというのではなくて、本来の校長の職務、本来の副校長の職責とは一体何なのかということを見直す機会だと思えます。したがって、一部改正をすることは良しとして、これを機会にぜひとも教職員人事部として職務の総見直しをしていただくとよろしいかと思えます。

渋谷教職員人事部長

宮内委員の御指摘のとおり、学校での事務作業全般にわたって、今回の改正は県費から市費移管されて、こういった諸手当の認定作業も庶務事務センターというところで内容をしっかり確認するというふうな変更を行いましたので、それに伴って校長・副校長の決裁は労務課のほうで引き上げて全体の決裁をするというのが効率的だろうということで、改正いたしました。宮内委員のおっしゃるとおり、学校事務全体の見直しと効率化は必要だと思っておりますので、単に手間をなくすということではなくて、もちろん内容の吟味をした上でだと思えますが、働き方改革の見直しに併せてそういった視点で検討していく必要があるのではないかと考えています。

| | |
|-------------|---|
| 宮内委員 | <p>ぜひそもそも論から改革にアプローチしていただきたいと思います。</p> <p>それと、先ほど私は不適切な表現でめくら判という言葉を使いましたので、これについては取り消しとお詫びを申し上げます。</p> |
| 鯉淵教育長 | <p>特に御意見・御質問等がなければ、教委第47号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。</p> |
| 各委員 | <p><了 承></p> |
| 鯉淵教育長 | <p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に、教委第48号議案「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針の改訂について」、所管課から説明いたします。</p> |
| 上田施設部長 | <p>施設部長の上田です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由を御覧いただければと思います。提案理由でございますが、小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針につきまして、附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申及び改訂素案への市民意見募集の結果を踏まえまして、今回改訂するため、改訂原案を作成するものでございます。</p> <p>資料の説明につきましては、担当係長よりさせていただきます。</p> |
| 牧野学校計画課担当係長 | <p>学校計画課担当係長の牧野と申します。よろしくお願いいいたします。</p> <p>お手元に改訂原案をお付けしておりますが、改訂原案はページ数が多くなっておりますので、後ろに添付しておりますホッチキス留めの説明資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、「1 趣旨」についてですが、本市では、平成22年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、学校規模の適正化等を推進していますが、現行の基本方針の策定から7年以上が経過し、環境の変化に応じた見直しが必要となっております。横浜市学校規模適正化等検討委員会から受理した答申を踏まえ、本年9月に策定した改訂素案について市民意見募集を行い、基本方針の改訂原案(案)を作成いたしました。今後、市会への報告後、基本方針の改訂を進めてまいります。</p> <p>次に、「2 市民意見募集について」です。まず、「(1) 市民意見募集実施概要」ですが、「ア 実施期間」については、9月28日から10月29日までのおよそ1カ月間、実施いたしました。「イ 意見提出方法」については、郵送、ファクス、電子メール、インターネットの投稿フォームにより御意見を募集させていただきました。</p> <p>その下の「(2) 市民意見募集実施結果」ですが、投稿数93件、意見数にして132件の御意見をお寄せいただきました。投稿手段としては、インターネットの投稿フォームから87件の御意見をいただきました。居住地としては、市内が52件あり、最も多くございました。次に、「イ 属性別投稿数」についてですが、保護者が20件、地域関係者が30件ございました。その下の「ウ 項目別意見数」についてですが、通学区域制度についてが50件、学校規模及び配置の適正化についてが48件、その他・全般についてが34件となっております。</p> <p>おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。「エ 主なご意見」の「通学区域の設定について」ですが、「自宅からより近い学校を柔軟に選択できるようにしてほしい」などの御意見をいただきました。次に、「特認校制度につい</p> |

て」ですが、特認校制度は教育委員会が指定した通学区域特認校から保護者の方が各校の特色の中で児童生徒を学ばせたいと希望し、通学状況等の条件などを校長が判断した上で、通学区域外からの就学を認める制度でございます。お寄せいただいている意見としましては、「特認校制度の見直しについて、教員の目が届きやすいという観点で、小規模な学校に遠くから通っているという例がある点に配慮してほしい」などがございます。「学校選択制について」ですが、学校選択制は指定校を定めずに入学する学校を自由に選択する制度です。お寄せいただいている意見としましては、「現行の通学区域制度は、学校の安定した運営が期待できる一方で、学校間の切磋琢磨や教員間の向上心を育むため、一定の条件の下に学校選択制を導入することを検討する必要がある」などの御意見をいただきました。「小規模校対策の考え方について」ですが、「単級でクラス替えができないことは、子どもにとっても保護者にとっても負担である」などの御意見をいただきました。「過大規模校対策の考え方について」ですが、「児童数が多過ぎて、教員が子どもの面倒を見切れない」などの御意見をいただきました。「学校施設の建替えについて」ですが、「学校施設の建替えを効率的、効果的に進めてください」との御意見をいただきました。また、特定の地域に関する具体的な要望として、「自治会町内会のエリア内で学区が分かれており、学区の変更について要望したい」などの多くの御意見をお寄せいただいております。

下段の「オ ご意見への対応状況」ですが、御意見を踏まえ、原案に反映したものが15件、賛同趣旨を含む御意見の趣旨が既に素案に含まれているものが25件、御意見として参考とさせていただいたものが88件、その他の御意見が4件ございました。お寄せいただいた御意見につきましては、一覧として資料にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、3ページを御覧ください。「3 改訂素案からの変更点について」です。主な変更部分に下線を引いておりますが、主なものである太字の部分のみ説明いたします。

「(1) 市民意見募集に基づく変更点」についてですが、6ページの「横浜市立小中学校施設の建替えに関する基本方針」についての中で、学校統合と学校建替えの関係性について御意見があったことから、「建替校の選定においては、「学校統合」や「機能改善」、「複合化」の視点からも必ず検討することとしている」に加え、右側の変更後の下線部分のとおり、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めることについて記載しました。

また、12ページの「通学区域制度の基本的な考え方」の項目について、通学区域の設定の際には行政区をまたがないようにしてほしいなどの御意見があったことから、通学区域に関する問題として、右側の変更後の下線部分のとおり、通学区域が複数の行政区にまたがっていることについて、記載しました。

また、14ページの「通学区域の弾力化」の項目について、特別調整通学区域の設定に関しての御意見が多くございました。特別調整通学区域制度は、就学する学校を指定校、または指定校以外に定められた受け入れ校のいずれかから選択することができる制度です。通学区域の適正化や、地域コミュニティとの整合性の確保などの観点に加え、右側の変更後の下線部分のとおり、保護者や地域の要望について追加して記載いたしました。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

森委員

質問でございます。14ページの「通学区域の弾力化」に①番、②番、③番とあ

り、②番に「今後も引き続き制度を周知するとともに、必要に応じて許可基準の見直しを検討する」とございます。「引き続き制度を周知」と書いてありますが、今の周知というのはどのような形なのか、教えていただけますでしょうか。

上田施設部長

御指摘いただいたのは指定地区外就学許可制度についてですが、これは各学校で保護者へ、必要に応じてこういった制度があるというお知らせをしております。また、許可基準の見直しにつきましては、いろいろと学校を取り巻く環境が変わってきておりますので、必要に応じて担当課のほうで進めていくということで書かせていただきました。

鯉渕教育長

ほかに何かございますか。

森委員

内容というよりは意見募集の方法についてですが、インターネットを通して87件の意見提出があったということでした。こういう形で投稿フォームを通して意見が提出できるという形で少しずつ工夫されているということはとても良いと思えました。いろいろな方の貴重な意見が反映されているということだと思いますので、これはとても良いと思っております。コメントです。

鯉渕教育長

ほかによろしいですか。

特に御意見等がなければ、教委第48号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。
事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

事務局から報告いたします。

11月16日に1団体から、市立菅田小学校存続に関する要望書が、11月22日に個人の方1名から、夜間中学入学に関する要望書が、11月27日に個人の方1名から、問題の多いハマ弁の中止を求める要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、12月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、1月11日金曜日の午後2時から開催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は12月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は1月11日金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第49号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第50号議案「横浜市立小学校における門扉による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第51号議案「教委第51号議案 横浜市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第52号議案「教委第52号議案 横浜市立小学校における倉庫による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委報第2号「教職員の人事に関する臨時代理報告について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時21分]